

○内閣府令第 号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の規定に基づき、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「一〇六 略」

七 Ⅱ コンステレーション衛星リモートセンシング装置 次条に掲げるセンサーの区分が同一であり、かつ、構造及び性能が類似のもので、一体的に運用する複数の衛星リモートセンシング装置をいう。

(許可の申請)

第四条 法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一（当該許可の申請に係る衛星リモートセンシング装置がコンステレーション衛星リモートセンシング装置の一部である場合には、様式第一の二）による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

「(1)・(2) 略」

(3) 使用人（第五条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第三項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

「a・b 略」

ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

改正前

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「一〇六 同上」

「号を加える。」

(許可の申請)

第四条 法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

「(1)・(2) 同上」

(3) 使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第二項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

「a・b 同上」

ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 略〕

(3) 法第五条第五号の役員（第九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

〔a・b 略〕

〔二〇六 略〕

（変更の許可の申請等）

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三（当該許可の申請に係る衛星リモートセンシング装置がコンステレーション衛星リモートセンシング装置の一部である場合には、様式第一の二）による申請書に、第四条第二項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証を添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。

2|| 内閣総理大臣は、法第七条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、許可証を書き換えて交付するものとする。

3・4 || 〔略〕

（認定の申請）

第二十三条 法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 略〕

(3) 使用人（第二十四条に規定する使用人をいう。以下この条

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 法第五条第五号の役員（第九条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

〔a・b 同上〕

〔二〇六 同上〕

（変更の許可の申請等）

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第四条第二項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証を添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。

〔項を加える。〕

2・3 || 〔同上〕

（認定の申請）

第二十三条 法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条及び第

<p>及び第二十九条第三項第一号において同じ。)に係る次に掲げる書類</p> <p>「a・b 略」</p> <p>ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>「(1)・(2) 略」</p> <p>(3) 法第二十一条第三項第一号ホの役員(第二十九条第三項第一号において単に「役員」という。)及び使用人に係る次に掲げる書類</p> <p>「a・b 略」</p> <p>「二〇四 略」</p> <p>(変更の認定の申請等)</p> <p>第二十九条 「略」</p> <p>2 内閣総理大臣は、法第二十二条第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、認定証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>3・4 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二十九条第二項第一号において同じ。)に係る次に掲げる書類</p> <p>「a・b 同上」</p> <p>ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>「(1)・(2) 同上」</p> <p>(3) 法第二十一条第三項第一号ホの役員(第二十九条第二項第一号において単に「役員」という。)及び使用人に係る次に掲げる書類</p> <p>「a・b 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p> <p>(変更の認定の申請等)</p> <p>第二十九条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2・3 「同上」</p>
---	--

様式第一の次に次の様式を加える。



許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称)
連絡先

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置（コンステレーション衛星リモートセンシング装置）について申請します。

- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第4条第2項の規定に基づく申請
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第7条第1項の規定に基づく申請

記

1 衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項

(1) 衛星リモートセンシング装置に関する事項

許可番号	衛星リモートセンシング装置の名称	種類	構造及び性能	リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道（軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤径、近地点引数、近地点通過時刻）	申請内容

備考 本申請に関するコンステレーション衛星リモートセンシング装置を記載し、許可番号を有する場合は、許可番号を記入すること。
新たに使用許可を受けるものは「申請内容」の欄に「新規」、使用の変更の許可を受ける場合は「申請内容」の欄に「変更」と記入すること。

(2) 操作無線設備に関する事項

名称	場所	構造及び性能	管理の方法	申請者以外が管理を行う場合における管理を行う者の氏名又は名称及び住所	操作する衛星リモートセンシング装置の許可番号（現状）	操作する衛星リモートセンシング装置の許可番号（申請後）
申請内容						
備考 使用許可を受ける衛星リモートセンシング装置を操作する場合には、許可番号ではなく、衛星リモートセンシング装置の名称を記入すること。						

(3) 受信設備に関する事項

名称	場所	構造及び性能	管理の方法	申請者以外が管理を行う場合における管理を行う者の氏名又は名称及び住所	受信する衛星リモートセンシング装置の許可番号（現状）	受信する衛星リモートセンシング装置の許可番号（申請後）
申請内容						
備考 使用許可を受ける衛星リモートセンシング装置から受信する場合には、許可番号ではなく、衛星リモートセンシング装置の名称を記入すること。						

(4) 管理に関する事項

衛星リモートセンシング記録の管理の方法	
申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名： 住所：
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的： 方法：
申請内容	

2 申請者に関する事項

出資者の名称、出資比率及び国籍	名称： 出資比率： 国籍：
主要取引先	
申請内容	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 許可申請を行う場合、当該装置について、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる書類を添付し、「申請内容」の欄に申請の概要を記載すること。また、許可の変更申請を行う場合、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第4条第2項第2号から第6号に掲げる書類のうち変更事項に係る書類及び許可証を添付し、「申請内容」の欄に申請の概要を記載すること。

様式第二、様式第四、様式第五及び様式第十一を次のように改める。



様式第二（第八条関係）

許 可 証

申請のあった衛星リモートセンシング装置の使用について、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第4条第1項の規定により許可する。

内閣総理大臣

1 氏名又は名称

2 許可を受けた衛星リモートセンシング装置

許可年月日	許可番号	衛星リモートセンシング装置の名称	種類

3 許可に付した条件

許可番号	条件

4 備考

様式第四（第九条関係）

衛星リモートセンシング装置使用者変更届出書（氏名等、軽微な変更）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第7条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

許可番号及び 許可年月日		
変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 当該変更が行われたことを証する書類及び許可証の写しを添付すること。

様式第五（第十二条関係）

故障時等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、終了措置を講ずることなく衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがなくなったので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第11条の規定により、届け出ます。

記

許可番号及び許可年月日	
故障等が発生した年月日等	年 月 日 時 分
回復する見込みがなくなったと判断した年月日等	年 月 日 時 分
事故等の内容	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第十六条関係）

終了措置届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置についての終了措置を講じたので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第15条第2項の規定により、届け出ます。

記

許可番号及び許可年月日	
終了措置を講じた年月日等	年 月 日 時 分
終了措置を講じた理由	
終了措置の内容	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。